

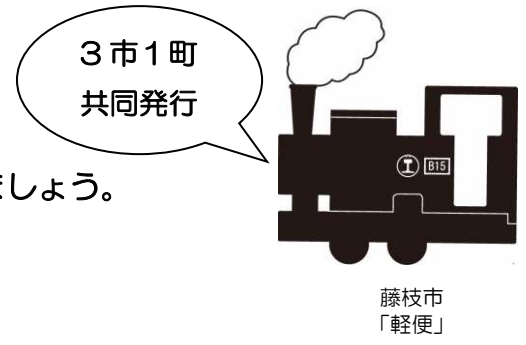
国民年金第1号・第3号・任意加入 被保険者総数 (令和8年8月31日現在)	
島田市	11,450人
焼津市	17,388人
藤枝市	18,082人
吉田町	3,438人

みなさんの 国民年金

令和8年10月発行			
藤枝市	Tel.643-3143	島田市	Tel.36-7191
岡部支所	Tel.667-3413	金谷支所	Tel.46-3566
焼津市	Tel.626-1114	川根支所	Tel.53-4580
大井川市民サービスセンター	Tel.662-0545	吉田町	Tel.33-2103

国民年金への加入

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は全員が国民年金に加入します。
国民年金の種別が変更になったら、年金記録をつなぐためにも忘れずに届出をしましょう。
必要な書類などについては、届出先にお問合せください。



国民年金の種別

種別	対象者	加入届出先	保険料の納め方
第1号 被保険者 下記2・3号以外の人 (いわゆる 国民年金)	自営業、学生、会社を退職した人(★)、 配偶者の扶養を外れた人(★)など	・市役所、町役場の国民年金窓口 ・マイナポータルから電子申請 (★印の方は切替え手続きが必要です。)	自分で納めます。 ※詳しくは裏面をご覧ください。
	60歳未満の未加入期間の加入を 希望する60歳～65歳までの人など ※詳細はお問合せください。	・市役所、町役場の国民年金窓口	自分で納めます。 ※原則、口座振替となります。 詳細はお問合せください。
第2号 被保険者 厚生年金・共済組合の人	会社員・公務員など	・勤務先	自分で納める必要はありません。 厚生年金保険料として給与から天 引きされます。
第3号 被保険者	第2号被保険者(会社員・公務員など) に扶養されている配偶者	・配偶者の勤務先	自分で納める必要はありません。

(注) 国保に加入する人、加入していた人は、健康保険の切り替え手続きが別途必要です。

付加年金で受け取る年金額を増やせます

国民年金第1号被保険者の人で、定額保険料(令和8年度は17,920円)に月額400円の付加保険料を上乗せし
て納付すると、老齢基礎年金に付加年金(200円×付加保険料納付済月数)が加算されて支給されます。

例) 付加保険料を60か月納め、65歳から老齢基礎年金を受給した場合
納付した付加保険料 400円×60か月分=24,000円(総額)
受け取る付加年金額 200円×60か月分=12,000円(年額)
毎年12,000円上乗せされるので
2年以上老齢基礎年金を受給すると、納付した付加保険料以上 受け取ることになります。



- 【手続きに必要なもの】①基礎年金番号がわかるもの(年金手帳・基礎年金番号通知書、納付書など)
②窓口に来る人の本人確認ができるもの(運転免許証やマイナンバーカードなど)

【手続き先】島田年金事務所または市役所、町役場国民年金担当窓口、マイナポータルによる電子申請

* 申込みされた月からの加入になります。* 付加年金のみの加入はできません。定額保険料の納付が加入の条件になります。
* 国民年金基金の加入員である方、国民年金保険料の納付を免除されている方は付加年金に加入することができません。
※個人型確定拠出年金(iDeCo)と付加年金は同時に加入することができますが、個人型確定拠出年金(iDeCo)の納付額によっては、
付加保険料と併用できない場合がありますのでご注意ください。

国民年金保険料の納付期限

国民年金保険料の納付期限は、納付対象月の翌月末日(※)となります。(例:10月分→納付期限11月末日)
納付期限までに保険料を納付していない場合は、後日、年金事務所より督促状が送付されますので、納付期限内の納
付をお願いします。※末日が土・日・祝日・年末年始にあたる場合は、翌営業日となります。

国民年金保険料の納付方法

国民年金保険料は、納付書による納付のほか、口座振替やクレジットカード、電子決済で納付することができます。
口座振替やクレジットカード納付の場合、申込みをされてから開始されるまでに、2か月ほどかかります。
令和9年度の口座振替やクレジットカード納付での前納は令和9年2月末までにお申込みください。

- 【手続きに必要なもの】①基礎年金番号がわかるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書、納付書など）
②窓口に来る人の本人確認ができるもの（運転免許証やマイナンバーカードなど）
③預貯金通帳やキャッシュカードまたはクレジットカード
④通帳届出印（口座振替の場合）

【手続き先】口座振替は引落しを希望する金融機関（年金事務所や市役所、町役場、マイナポータルでも手続きができます。）
クレジットカード納付は、島田年金事務所または市役所、町役場の国民年金担当窓口

※口座振替やクレジットカード納付は、過去の未払分についてはご利用いただけませんのでご了承ください。

国民年金保険料の育児免除制度が始まります！

子を養育する国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になる誕生日の前月までの期間、国民年金保険料の納付を免除される制度が令和8年（2026年）10月から新たに始まります。

子を育てている方（実父母・養父母）は、申請することで、所得に関係なく国民年金保険料の納付が免除されます。

また、納付が免除された期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

※詳細については年金機構ホームページをご覧ください。

納付期限を
守ってね！



島田市
「ハルしろう」

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、
年末調整や確定申告の際には、日本年金機構から送付される控除証明または領収証書を添付してください。

- ・令和8年1月1日から9月30日までの間に納付した人
→令和8年11月上旬に送付予定
- ・令和8年10月1日から12月31日までの間に今年はいじめて
納付した人→令和9年2月上旬に送付予定

なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、
納めた人の社会保険料控除に加えることができます。
詳しくは、税務署にお問合せください。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書見本

（画像は令和7年分のレイアウトです）

島田年金事務所からのお知らせ

スマートフォンアプリでのお支払い

国民年金保険料は、スマートフォンアプリを使用した電子決済での納付が利用
できます。

★対象の決済アプリ

- ①au PAY ②d払い ③PayPay ④楽天ペイ
- ⑤AEON Pay（令和6年10月1日から対象）
- ⑥PayB（PayBと提携している各金融機関が提供する決済アプリを含む）

★決済方法

- ①決済アプリを起動する（初めて利用する方は、利用者登録をしてください）
- ②端末のカメラ機能で納付書のバーコードを読み取る
- ③決済内容を確認し、パスワードを入力すると決済が完了する

詳しくは、下記のホームページをご覧ください

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryo/smartphone.html>

国民年金の納付方法や
免除制度について詳しく
は二次元コードから動画
を見てね！



焼津市
「やいちゃん」

「二次元コードのURLはコチラ」

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>

お問合せは 島田年金事務所 TEL 0547 - 36 - 2211（自動音声案内） 国民年金は2、年金給付は1⇒2を選択